

令和元年度 第6回門真市総合計画審議会 議事録

- 日 時 令和元年8月28日（水） 午後1時00分～午後2時14分
- 場 所 門真市役所別館 3階 第3会議室
- 出席者
- | | | | |
|------------|------------|----|----------------------------------|
| はしづめ
橋爪 | しんや
紳也 | 委員 | (大阪府立大学研究推進機構特別教授) |
| あらさき
新崎 | くにひろ
国広 | 委員 | (大阪教育大学教育学部協働学科教授) |
| かどの
角野 | しげき
茂樹 | 委員 | (関西外国語大学名誉教授) |
| かわかみ
川上 | ひろふみ
博文 | 委員 | (門真公共職業安定所所長) |
| きしもと
岸本 | ふみとし
文利 | 委員 | (株式会社毎日放送役員室エグゼクティブ) |
| たなか
田中 | ゆたか
豊 | 委員 | (パナソニック株式会社イノベーション人事総務センター総務部部長) |
| てらにし
寺西 | つよし
強 | 委員 | (一般社団法人門真市医師会名誉会長) |
| ますだ
増田 | とくお
得生 | 委員 | (株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長) |
| もりすえ
森末 | よしたか
尚孝 | 委員 | (進陽法律事務所弁護士) |
| しろもと
城本 | かずよ
和代 | 委員 | (公募市民) |
| なかよし
中吉 | みさと
美智 | 委員 | (公募市民) |
| にしぐち
西口 | あきほ
明穂 | 委員 | (公募市民) |
| のむら
野村 | きょうき
強起 | 委員 | (公募市民) |
| くまもと
熊本 | まさお
正雄 | 委員 | (守口市門真市消防組合消防本部消防長) |
- 事務局
- | | |
|-------------|-------|
| 企画財政部長 | 宮口 康弘 |
| 企画財政部管理監 | 河合 敏和 |
| 企画財政部次長 | 良 義浩 |
| 企画財政部企画課長 | 高田 隆慶 |
| 企画財政部企画課長補佐 | 船木 慎二 |
| 企画財政部企画課主任 | 江田 寛 |
| 企画財政部企画課主任 | 川部 恭平 |

事務局： それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回門真市総合計画審議会を開催させていただきます。

本日は、足元の悪い中、またご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

司会を務めさせていただきます企画財政部企画課長の高田でございます。

本日は、委員20名中14名がご出席されているということで、門真市総合計画審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日、田中優委員、山野委員、富山委員、松本委員、西委員、若林委員はご都合がつかず、ご欠席となっております。

それでは、会議に先立ちまして、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

- 1点目 会議次第
- 2点目 資料1 第4回門真市総合計画審議会での主な意見と対応（基本構想（案））
- 3点目 資料2 門真市第6次総合計画 基本構想（案）
- 4点目 資料3 第5回門真市総合計画審議会での主な意見と対応（基本計画（素案））
- 5点目 資料4 門真市第6次総合計画 基本計画（案）
- 6点目 資料4 門真市第6次総合計画 基本計画（案）（P72・73修正）
- 7点目 資料5 門真市第6次総合計画（案）に対する意見募集について
- 8点目 資料6 令和元年度総合計画審議会委員名簿
- 9点目 参考資料1 門真市第6次総合計画 基本構想（案）（第4回審議会資料）
- 10点目 参考資料2 門真市第6次総合計画 基本計画（素案）（第5回審議会資料）

- 11 点目 参考資料 3 門真市パブリックコメント手続制度要綱
- 12 点目 参考資料 4 門真市総合計画審議会規則
- 13 点目 参考資料 5 審議会のスケジュールと検討テーマ（予定）

でございます。

資料につきましては、後ほど順次、議事進行の中で使わせていただきますので、よろしくお願ひします。もし不足の資料がございましたらお申し出ください。あと、資料 4 につきましては一部修正がありましたので、修正の紙をつけさせていただいております。72 ページ、73 ページ分の資料になってございます。大丈夫でしょうか。

そろっているようですので、進めさせていただきます。

本日の案件につきましては、お手元の次第に記載しておりますように、案件（1）「門真市第 6 次総合計画 基本構想（案）について」、案件（2）「門真市第 6 次総合計画 基本計画（案）について」、案件（3）「門真市第 6 次総合計画（案）のパブリックコメントの実施について」の 3 件でございます。

なお、後日議事録を作成させていただくために会議を録音させていただきます。ご発言に際しては、お手元のマイクのボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては橋爪会長にお願いしたいと思ひます。会長、よろしくお願ひいたします。

1 議事

案件（1） 門真市第 6 次総合計画 基本構想（案）について

会 長： それでは、次第に従ひまして進めてまいりたいと思ひます。

まず、次第にございます案件の 1 つ目でございます「門真市第 6 次総合計画 基本構想（案）について」ということでございます。

事務局より資料説明をお願ひいたします。

事務局： 企画財政部企画課主任の川部でございます。

それでは、案件（１）「門真市第６次総合計画 基本構想（案）」につきまして、ご説明いたします。失礼ながら、着座にてご説明させていただきます。

前々回の第４回総合計画審議会では、参考資料１にあります基本構想（案）について委員の皆様にご議論いただきました。その第４回審議会での主な意見と対応についてまとめたものが資料１でございます。それを反映したものが資料２の基本構想（案）でございます。

資料２につきましては、資料１でお示ししている対応のほか、冒頭に全体の体系図及び目次を挿入しており、その他、文章表現等を適宜修正してございます。また、今後デザイン化していく中でイメージ図などが挿入されていく予定でございますが、資料２の基本構想（案）をもって、この審議会の後、９月１３日からパブリックコメントとして市民の皆様から意見公募を行う予定でございます。

なお、パブリックコメントの詳細につきましては後ほど案件（３）にて改めてご説明させていただきます。

資料１の「門真市第６次総合計画 基本構想（案）」についての説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

では、ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

この間、大分ご意見をいただいて直してきたものですので、ご指摘のところでまだ直っていないのではないかとか、もしありましたら。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

空撮写真を差し替えるなど、ご指摘のあった写真は変えていただいています。

どうぞ。

委員： 基本構想の中だったらどこでもいいですか。

会長： はい。

委員： 21ページなんですけれど、国のほうも来年度に向けた概算要求が動いていると。それを見た中でも、子どもの安全。前回、私、少し言いましたけれど、安全で安心というようなことはあちこちに、随所に書かれているんですけれど、明確に子どもの安全というものがどこにも入っていないくて、できたらそれを21ページの上の文章ぐらいのところにでも入れられないものかなと思っていました。

門真市さんのほうで子どもの安全にかかわるような事案が発生したかというのはあまり覚えがないんですけれど、北河内は結構、枚方でも起きていましたし、寝屋川もたくさん事件にもなっていましたので、どこかで明確に打ち出しておく必要があるし、門真市さんのほうもスクールガードリーダーなどで警察のOBを使ってやってはると思います。その概算要求が来年度増えるという、概算要求ですから実際どんな査定がおりにかわかりませんが、そういう動きにはあるので、どこかに書いておいたほうがいいのではないかと。

市民ってやっぱりその辺がものすごく心配。子育ての親は心配だし、基本計画のほうの中にもどこで触れているのかなと。あちこちでいっぱい触れているんだけど、明確には触れていないというのがあったので。国の概算要求はおそらく通るんだろうなとは思っています、私は。この間ずっとしてなかったのに、なぜいきなりまた大きく出てきたのかな。ものすごい金額を出していましたから進むんだろうなと思いますので。

以上です。

会長： 具体的にどういう文言をどこに入れるか。子育ての関係もそれぞれ各ページがあるので、入れるとしたら21ページでしょうか。

委員： 21ページが一番上の段の。

会長： 最後のあたりでしょうか。

委員： うん。「安全で安心して住めるまち」のあたりのところで、子どもの登下校のことを少し触れてもらったらはっきりするというふうには思いますけれど。一般市民に対するものは書かれているんですよね。でも、狙われているのは子どもですよね。ここで書くか、教育のところで書くか。いや、基本計画のほうで書いていただいても構わないんですけど、それはまた教育委員会とご相談していただいたらと思うんですけど。

会長： ほか、ありますでしょうか。
お願いします。

委員： 同じ21ページなんですけれども、防犯カメラの設置台数の推移を入れていただいて、見たら何かすごいですね。防犯カメラがどんどん伸びるに従って、反比例して認知件数が減っているという状況ですよね。

上の段の説明では、これは第3段落目の後ろぐらいですかね、「本市では、意識啓発や防犯灯・防犯カメラの設置促進などの防犯対策、災害への備えに取り組んでいるところです」と、こう書いてあるんですね。そうすると、この防犯カメラの設置について、門真市ってどういうことをしているんですかということが疑問としてありましてね。

このグラフの中では、だいたい色の線のところは防犯カメラ設置促進事業による設置台数となっていますよね。この設置促進事業というのは門真市が補助金を出して設置させるというか、促進している、そういうことですかね。いかがですかね。

事務局： 防犯カメラにつきましては、市が自治会とかに補助金を出している分と、あとは市独自でつけている分も、どちらのパターンもあります。

委員： なるほど、なるほど。そうすると、この防犯カメラの設置についてはかなり門真市がお金を出してやっているということになりますね。そうすると、その辺、何か書き加えたいな。ここで書くのかどうか知りませんが、本市が補助金を出したり設置しているので台数を促進させているとか書けたらなという気はしましたが、ただ、基本構想で書くのかどうかという問題はありますが、いずれその辺は書いていただいたほうがいいかなと思いました。

会長： ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
お願いします。

委員： 城本です。
目次なんですけど、わかりにくいですが、普通に。第1部、はじめにとあって、ページ数がある。第2部、ページ数がある。そして、第3部もある。第1章、第1章とあるんですけど、第3部以降の第1章からページ数がなくて、この1部、2部、3部、第1章、第2章、第3章の細かな内訳であれば一緒にしたほうが見やすいんじゃないかなと思うんですけども。

事務局： 第3部の基本計画については、今、別の冊子で、資料4としてお出ししているものでして、統合すればページ数が明らかになるんですけど、現状では分けて資料とさせていただいているものでして、ページ数が未定ということで、○という表現にさせていただいています。見やすさという観点では、見やすいようにデザイン化の中で調整できればと思っております。

会長： 目次ページは、まだデザインのこれから変更があるということですね。

事務局： はい。

会 長： 3ページ、4ページと比べたらここは全く色がついてないし、まだここは変わるということでよろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。9月、パブコメに入りますので、この段階での、この案の形でご意見をいただくのはこの場が最後です。もしありましたらお願いいたします。

お願いします。

委 員： 23ページの、この真ん中のグラフを入れていただいたんです。よく見ればわかるんですけど、小さいので大きくできないかなという意見です。ここだけ小さいですね。

会 長： どうぞ。

委 員： 同じところで、23ページの下の学力調査のところなんですけれど、このグラフの上は10年間の結果によるとというふうに分析していて、グラフは5年、6年ということになっていまして、そこはいいとしても、「小・中ともに全国を下回るが、中学校は全国平均に近づくなど」というふうになっているんですけれど、過去10年間調べたら、おそらく小学校は門真市の場合には平成25年度よりももっと低かったと思うんです。その意味では、ひょっとしたら。

要は何を言いたいかという、小学校がこれではあまりにも切り捨てられた書き方なので、もうちょっと緩やかに書けんかというふうなことでございます。きっと小・中ともにこの10年間で改善してきていると思うんです、私の印象では。24年、25年ぐらいのころ、私、結構かかわってましたので、改善してきていると思って。

会 長： 事務局、中学だけ特別に書いているというのはどう考えればいいんでしょうか。

事務局： ちょっと確認します。小学校の分についても見てみまして、文言について考えます。

会 長： 中学3年生についてのみ指摘しており、小学校については書いていない。小学校のほうも最後の29年から30年は右に上がっているところもあると読めないこともない。10年間を見てどうかということですけどね。書き方を工夫したい。

副会長： 小学校も大幅な上昇の兆しがあるとか、そういうことも足すということもありかもしれないですね。

会 長： ただ、この前半がどうも下がっているけど。

副会長： ああ、そうか。ああ、なるほどね。

会 長： グラフの読み方だと思いますけど、殊更に文章化して書いているということは強調しているということなので、ちょっと検討していただければと思います。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

では、一旦切らせていただいて、およそこれでご了解いただいているということにしたいと存じます。ただ今日ご指摘がございました、まず目次のところはデザイン化を図っていただくということと、21ページのところに、お子さんに対して何か特記する書き方が可能かどうかということなど、検討したいと存じます。

あと、防犯カメラに関するご指摘に関して対応をしたい。

23ページに関しては、グラフを、確かにこのグラフだけ特につくったものではなくて、ほかのからカット・アンド・ペーストがされているので、ここは見にくいというご指摘がありましたので、改善したいと存じます。

あと、一番下のグラフの全国平均との関係について、この書き方をちょっと精査いただくというふうなご指摘がございましたので、ご意見いただいたところに関しましては事務局において調整を行った上、9月のパブリックコメントまでに必要な修正を行うということで進めさせていただきたいと思っております。

文言に関しまして微修正のご指摘ばかりであったと思いますので、事務局と私との間で調整の上パブリックコメントに諮らせていただく案をまとめるということでご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございます。

では、門真市第6次総合計画 基本構想(案)につきましては、必要な調整を行った後にパブリックコメント手続に入らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

案件（２） 門真市第６次総合計画 基本計画（案）について

会 長： では、案件の２つ目でございます。「門真市第６次総合計画 基本計画（案）」につきまして、まず事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 「門真市第６次総合計画 基本計画（案）について」 ご説明いたします。

それでは、お手元の資料３「第５回門真市総合計画審議会での主な意見と対応」及び資料４「門真市第６次総合計画 基本計画（案）」をごらん願います。資料３につきましては、第５回総合計画審議会での主な意見と対応についてまとめたものでございます。資料４については、資料３の内容を反映したのとなっております。

資料３について、個別の説明は時間の関係上割愛させていただきますが、全体の調整点について３点ご説明させていただきます。

資料３の１ページの１から３まででございますが、まず１点目、指標についてでございます。前回の審議会において多く意見をいただいたところでございまして、目標値の置き方、また指標自体を、所属の意見も取り入れながら全体的に見直しさせていただいております。

２点目、みんなが協力できることについてでございます。施策のようになってしまっているところがあるところのご意見を踏まえまして、意見をいただいている箇所を含めて全体的に見直しをさせていただいております。

３点目、用語についてでございます。用語につきまして、意味の伝わりにくい語句については市民に伝わるよう工夫するべきではないかのご意見を踏まえまして、意見があった箇所を含めて、意味の伝わりにくい語句につきましては巻末などに注釈を記載予定としてございます。

全体の調整点については以上です。

そのほか、審議会の意見とは別に対応した点についてもございますので、その点についてもご説明いたします。

大きなところで２点。

1点目、それぞれ基本施策に個別計画と関係条例を追記してございます。

2点目、調整の中で、防犯については危機管理分野の中で記載することとなりました。

そのほか、全体的なバランス調整や庁内各部局との調整の中で変更している箇所もございますが、説明は割愛させていただきます。

また、今後デザイン化していく中でイメージ図などが挿入されていく予定でございますが、資料4の基本計画（案）をもって、この審議会の後、9月13日からパブリックコメントとして市民の皆様からの意見公募を行う予定でございます。

案件2「門真市第6次総合計画 基本計画（案）について」の説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

デザインはまだこれからというところがかかなりあるということでご了解いただいた上で、ご意見をいただければと思います。何かご質問、ご指摘のところがありましたらお願いいたします。

お願いします。

委 員： 全体的に計画（案）を見させていただいて、非常に各委員様の意見を集約されて完成度が高い計画になっておるなとうかがえます。

ただ1点、消防目線のほうからお話しさせていただきますと、35ページ、ここの実施方針の「3 終末期の不安の軽減」と。これは以前、寺西委員のほうからご指摘があった部分だと思うんですけど、終末期の不安の軽減としての書き回しについて、この文言でいくと誤解を招くおそれがあるんじゃないかなということを懸念いたしております。

なぜかという、「指定した方や病院、警察等へ情報を開示し、本人の遺志を記しておくエンディングノートの活用」と。エンディングノートというのは遺言、遺書ではなくて、私が認識しておるのは一応人生の記録として活用

されていると思うんです。

今、全国的に救急業務するに当たって問題になっておるのが、DNARと
いいまして、心肺停止後、心肺蘇生の措置、これは望まないということで、
近隣の病院の先生と相談しつつ、リビングウイルという紙を書かれて、ご自
身が持たれているか、また、家族が持っているかという状況になっておりま
す。ここで容態変化で119番が入ってきて救急が出場、現場に到着すると、ご
家族の方からリビングウイルという、言うたら、蘇生措置を望みませんとい
う紙を提示される場合があります。

ただし、消防にあっては、そういう紙を提示されてもやはり家族がどこま
で家族なのかという問題があるのと、ほんとうに本人さんがその意思が現状
もそうなのかという部分の中で、消防としましては法に基づいての救急業務
実施基準によって、病院を選定して応急処置をしながら搬送を実施するとい
う状況になっておりまして、日本国においては尊厳死というのは認められて
おらないので、この部分において国からも統一したDNARに対しての対応
策、これも見解が現在出されておられません。

ここに書かれている「遺志を記し、エンディングノートの活用」イコール、
リビングウイルと混同される可能性があって、門真市さん自身がDNARの
方々を推奨してしまうという懸念が非常にありますので、書き回しとしては、
高齢者云々、終末期の不安について、「地域に対し、終末期についての理解を
求め、相談窓口の設置やエンディングノートの活用など、終末期の不安を軽
減する」という書き回しのほうがいいのかなどという中で、前回、これは寺西
委員のほうがよくこの件についてはご存じなので、意見をお聞きしながら文
言整理をちょっとしていただいたらどうかなと思っております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

お願いします。

委員： 寺西でございます。

私もこの部分、ちょっと懸念を感じた部分がありまして、開示するというのが、誰が誰に開示するのかというのが主語がないので非常にわかりにくくなっていると。

それで、熊本委員ご指摘のように、今、救急隊に在宅なんかの患者さんが、あるいは在宅なんかの患者さんのご家族が、あるいは、よくあるのは介護の職員が、その方のふだんの意思に反して、いや、意思をどういうんですかね、在宅で特に救命措置を必要としないというようなことをおっしゃっていても、救急隊を依頼してしまうというようなことがございます。

我々かかりつけ医としては、そのときに落ちついてかかりつけ医に連絡をとってというようなこと、あるいはそれがとれるようなシステムをつくる、救急隊にお世話にならないような、そういう現場な教育というのが必要なのかなというふうに思っているところがございます。大阪府においても、やはり救急隊が現場到着したら、今ご説明があったような一応のDNARの意思表示があっても、救急隊としては最低限の救命措置をしなければいけない、あるいはその場での現場滞在時間の非常に長くなってしまいうようなところが非常に問題になっているというふうに我々はお聞きしております。

ですから、今のこの「相談窓口を設置し」というようなところまではいいと思うんですけども、どういう情報を誰に本人の意思として提示するのが認められているのかというのはまだはっきりとした指針がございませんので、これをここに書くというのはちょっと不適切かなというふうに私も思うところで、具体的な文言については今さっとは出てきませんが、検討させていただきたいというふうには思っております。ご指摘のとおりだと思います。

会長： ありがとうございます。

「万一の時に本人が指定した方や病院、警察へ情報を開示し」という部分が一番問題だというご指摘だと思いますので、文章を幾つかに分けて、この

あたりの表現も担当部局とも相談の上で原案をつくっていただいて、お二人の委員にも確認いただくような形で作業を事務局にお願いをいたします。

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

委員： 15ページ、ここの「求められていること」で、四角の1はいいんですけど、四角の2のところ「子どもの貧困対策の推進」というふうに銘打っていて、その下のデータが貧困率ということなので、ちょっとトーンが逆行しているので、14ページの本市の状況のところを読んでいたら、これまでも取り組みやっているので、貧困対策のこれまでの取り組みのデータをここに入れたほうがいいんじゃないかと思います。これがまず1点。

それと、23ページ。先に22ページでしたね。本市の状況のところ、赤で文章が入っているので、「異文化への理解を深め、国際化に対応できる生徒を育成するため」ということで中学校の英語が入っているんですけど、ちょっと文章としたら英語だけで語るのはつらいなというふうに、誤解を招くと思いますので、ここは、異文化への理解というのならば異文化理解教育のことを触れないと無理だろうと思うので。

それとあわせて23ページの実施方針の「1 小中一貫教育・キャリア教育・国際化の推進」で、また赤で入っているところで「海外でのホームステイ」というふうになっているんですが、これは門真市さんが取り組んではる部分で知っているんですが、これって一部の子ども話になってきますので、ここにこういうふうで大上段で書くというのは、さも海外でのホームステイがものすごい広がっているみたいなふうにとられませんかと思うので、工夫をしたほうがいいのではないかと思います。

それと、25ページ。25ページの実施方針の「3 学校の適正配置」のところですが、これは言葉を悪く言えば統廃合の話になってくると。今、統廃合自体がまちづくりの一環にはなっているの理解は示していて、ここに書いてある文章は間違っていないんですけど、もう少し学校の小規模化と

か、それと、子どもの人数が少なくて学校の中で学校教育活動がスムーズに
いかないとか、切磋琢磨ができないとか、そういうような本来の趣旨があり
ますので、「児童・生徒のよりよい教育環境の整備・充実をめざし」というと、
美しい言葉だけで中身は語っていないということで、当然これについてはい
ろんな反対意見がいっぱい出てきて、うちの子らはものすごい遠いところま
で行かなければならないとか、こんな話がいっぱい出てきますし、おそらく
反対している派が結構いるのかなと思います。それは出てないから知りませ
んが、大概はいてはると思いますので、もう少し本来の趣旨をびっちりと言
きはったほうがいいと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

22ページに関しては、英語教育だけでここは十分かということは検討して
いきたい。23ページの1のところのホームステイに関して、少数の学生・児
童に対する支援ではないかということですが、ここはこの項目自体に問題が
あるということでしょうか。あるいは書き方に問題があるということでは
うか。

委 員： 書き方。

会 長： 少し工夫いただくということです。

あと、25のところは、24の将来の見通しという部分と響き合うように書か
れているところですが、ご指摘がありましたので書き方を精査したいと存じ
ます。

委 員： ああ、そうか、そうか。ごめんなさい。

会 長： 頭出しが右のほうに。

委員： ああ、なるほど。これ、ちょっと落としていたので、これがあるならば、いいです。24ページの将来の見通しのところで、「学校規模や適正配置も含め」。うーん、ちょっと違うか。

会長： 「今後さらに少子化が進むことが見込まれる中」という、一言だけ入っております。

委員： もうちょっと書いたほうがいいかな。

会長： 少しここの、24のところで少し状況を加筆いただくというような形で検討したいと思います。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

副会長： この求められていることについての数値がかなり細かく書かれていると思いますが、これはグラフにしたほうがよりわかりやすい。例えば27の健康寿命と大阪府の比較というやつとか、なかなか数字だけ見ても。例えばもっとシンプルにできそうだなって、39ページも、生活保護受給家庭も棒グラフでちょっと変化を示していくとかという形で、あまり細かい数字の世界というよりも、感覚で見ていくほうが。これはきっちり目を通して数字の違いとかを見るとするのはちょっと難しいかなというやつが中にあるので、どうなんですかね、その辺。数字とグラフを混在するとかえって困るというのであればこれで全然問題はないんですけど、その辺はいかがでしょうか。

事務局： ただいま数字で記載させていただいているものについては、デザイン化の中で全体的にグラフ化とか見やすさを重視したデザインにしたいと思っています。

副会長： そうなんですね。わかりました。

会 長： ほぼ後半は全部まだグラフにもなっていないので、これから図化されるということでございます。

副会長： そういうことですね。すいません。はい。

会 長： ほか、いかがでしょうか。
お願いします。

委 員： 定義というか、言葉の意味の伝わりにくい語句については巻末などに注釈記載予定ということですね。まだ記載されていないんですね。

事務局： はい。

委 員： 健康寿命についても巻末に注釈記載と。
パブコメは、これはまだですか。すぐしないんですか。すぐするんですね。

事務局： 9月13日からを予定しております。

委 員： じゃ、定義についてはまだ記載されない段階でパブコメすると、こういう感じですか。ちょっとその辺、巻末にするのがいいのか、前にするのがいいのか、いろいろあるんですけど、ほんとうは間に合わせたほうがいいかなと思いましたが、まあ、いいです。

会 長： どうぞ。

委員： 今、言葉のことで出たので、巻末の注釈で対応できるかどうかというのがものすごく不安で、いっそのこと用語集をつくったほうがいいのではないかと。ものすごい量だと思いますよ。難しい言葉がいっぱい出てきているので、専門用語が出てきたら、部分的にはコラムみたいにして説明が入っている部分も結構あるんですよ。でも、ないところは、関連施策とは載っているけれど、そのまた関連施策がわからへんということで、なかなか見えにくい言葉が入っているので、できたら別途巻末に用語集をつけておくほうがいいのかなと思いますよ、これはまた作業になってしまいますけれど。

事務局： 一応、巻末には用語集みたいな形でつけたいとは考えています。

委員： 考えている。

事務局： はい。

会長： 用語集のことを注釈と記載しているという理解です。

事務局： そうです。失礼しました。

会長： ほか、いかがでしょうか。
お願いします。

委員： 私も今の意見に賛成なんですけど。というのが、25ページなんですけど、実施方針のところの「学校施設の計画的な維持・整備」とあって、求められていることは児童が安全安心に授業を受けられるということだと思うんですけど、この「長寿命化計画を策定し、児童生徒が安全安心に健康的に学校生活を行える」が私的には伝わってこないんですけど、これは施設というか、メンテナンスという意味として捉えていいのでしょうか。長寿命化であるべ

きなのか、それはその言葉が必要なのかというのがちょっと私にはわかりにくかったんですけども。

以上です。

会 長： 事務局、いかがでしょうか。

事務局： 新たに学校をどんどん建てることはできませんので、ただ、よりよい子どもへの環境をつくっていかないといけないという中で、既存の施設を長く使えるように、いい環境にできるようにということで、この長寿命化計画というのが存在しているということになっております。

委 員： それは、学校施設自体の長寿命化ということですか。

事務局： そうです。

委 員： それを書いていたっているほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、この長寿命化計画を策定することで児童が安全に学べる。言葉の理解がちょっと難しいかなと思うんですけども。

以上です。

会 長： いわゆる長寿命化計画というものの趣旨がわからないということかと。寿命を長くする、すなわち建物の耐用年数を延ばすだけなのかという言葉に見えます。長寿命化計画の考えの中に、児童生徒さんの安全安心にということもあわせて耐久年数を延ばすという計画だということがわかるように書いていただければと思います。

委 員： これは総合施設管理計画のことを指すんですね。別ですか。

事務局： それとは別です。

委員： 別ですか。

事務局： はい、個別計画。

委員： 総合施設管理計画の中に個別の施設計画が入ってきているので。

事務局： 大きな総合施設管理計画はあるので、今、個々につくらないといけないのが施設の個別計画になっていますので、その中で。

委員： ですね。総合施設管理計画は、言うたら、長寿命化対策の計画になってきているので、その下のぶら下がりで個別になってきますので。

事務局： はい。

委員： これは具体的に言うと耐震化は済んでいるんですね、多分ね。だから、これはトイレをきれいにするとか、壁が落ちないようにするとか、そんなことのイメージですか。

事務局： 耐震は、学校は確かに全部終わっております。耐震は寿命を延ばすことではないので、あくまでも耐震性を持たせることになってくるので、それをもっと長寿命化は、もう少し大きな改造をする、リフォーム的なことをすることで、長く、よりよい環境で使えるようにしていくということです。

委員： 設備瑕疵がないようにすると、こういうことですね。安全につながると。了解です。

会 長： ほか、いかがでしょうか。
 お願いします。

委 員： 予防接種のことですけれども、27ページに触れられている、私、ちょっと見落としているかもわからないですけれども、予防接種のことについてはここですよ。

事務局： はい。

委 員： 病気の予防対策で、「予防接種の接種率向上のため、市民にとってわかりやすい周知に努めます」ということで、予防接種対策としてはこれだけではいかにも不足していると思うんです。

今、予防接種についての課題というのはもっともっといろいろありまして、例えば、これから高齢者のインフルエンザ対策でインフルエンザの予防接種が始まるんですけれども、皆さん予防接種をしたいと言われる10月、11月、12月にはワクチンが足りなくなるんですよ。国としてはシーズンを通じて足りていますと言うんですけれども、出てくるのが1月、2月なんです。そういうふうなことで、ワクチンの確保というのが非常に大きな問題になっていますし、もちろん小児のワクチン、これは定期接種で絶対やらないといけないワクチンなんですけれども、それ以外にいろんなワクチン施策、例えば風疹・麻疹なんかにしても、していただくのはいいんですけれども、肝心の小児の定期予防接種のワクチンが足りなくなってしまうという、確保ができなくなってしまうということで、わかりやすい周知は大事なんですけれども、実際に予防接種をしている現場ではワクチンの確保に四苦八苦しているというのが現状なんです。

そういうふうなことも含めて、しっかりとワクチン対策、予防接種対策を意識しているということをここで示していただく必要があるかなと思いますので、決して周知だけで接種率が向上するわけではないので、この書き方は

あまりにも簡単過ぎる、現状を認識していない書き方かなというふうに思いますので、担当部局ともう一度書き方を検討していただけたらなと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： 今の件も、右の26ページの将来の見通しの最後のところにも予防接種に関する記述があります。市民の皆さんへの周知ということと「受けやすい環境の整備が必要です」と、これもさらっと書いてあります。これは行政が主体として、施策として、ワクチンが足りないことに対してできることなどあれば書くことも可能と思ひますが。担当も悩まれていると思ひます。

委 員： 前から1つの案としては、必要な接種対象者はわかっていますので、子どもさんの場合は。その必要分を行政が確保してくれというような具体的な提案もさせていただいているんですけれども、なかなか難しいという現実を認識しておりますけれども、これだけさらっと書かれると、もうちょっと意識してくれよと言いたくなるというところでございます。

会 長： わかりました。ご指摘があったということで、ちゃんと部局と詰めていただいて、工夫いただければと思ひます。

事務局： はい。

会 長： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご指摘があったグラフとかまだまだで、画像もありませんので、今後9月のパブコメに向けて作業を進めていただかないといけないと思ひておりますが。
お願ひします。

委 員： すごく小さいことになるんですけど、2つありまして、1つが50ページの世界分野のところ、一番最初の施策を取り巻く社会状況のところの赤文字

のところなんですけど、「プラスチックが河川などから海に流れ出して、海洋生物に深刻な影響を与えることが懸念されています」となっているんですけど、海洋生物だけなのかなというのを1つ思いまして、その海洋生物を介して私たちにもいずれ被害があることなのではないのかなと思ったので、海洋生物にだけ与えているんじゃないんだよみたいなことがちょっとわかればいいなと思いました。

あと、もう1つなんですけど、また全然違う話になってしまうんですけど、90ページの広報に関してなんですけど、ここの文章とかどうこうではないんですけど、ツイッターとかをもっとフォローをしやすくなるような、フォローだったりリツイートをたくさんしやすくなるようなツイッター運営をもっとしてってもらえたら、若い世代も情報を収集しやすいようになるのかなと思いました。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ご指摘のところは精査いただくということでお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご指摘いただいたところなど検討の上、先ほどの基本構想と同様に必要な調整を行いました上でパブリックコメントに諮りたいと考えております。先ほど同様に修正点など事務局において修正いただいた上で、私とともに調整ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： 先ほどの救急の件は、委員のお二人に確認いただいておりますので、お願いいたします。

案件（3） 門真市第6次総合計画（案）のパブリックコメントの実施について

会 長： それでは、案件の3つ目でございます。「門真市第6次総合計画（案）のパブリックコメントの実施について」ということでございます。

資料5の説明をお願いします。

事務局： お手元の資料5「門真市第6次総合計画（案）に対する意見募集について」をごらん願います。

本市では、参考資料3にございます「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づきまして、総合計画をはじめとする主要な計画などを策定・改定するときには、あらかじめ案を公表し、市民の意見を募集することとしております。資料5は、意見募集の手法を示しているものでございます。

意見の募集期間につきましては、令和元年9月13日から10月7日までを予定しておりまして、第6次総合計画の案と概要を示した上、意見を募集するものでございます。

なお、案につきましては、市ホームページ上で公開するほか、市役所本館の企画課、市役所別館の情報コーナー、市内の公共施設に設置する予定でございます。

案件3の「門真市第6次総合計画（案）のパブリックコメントの実施について」の説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

お願いします。

委 員： 提出資格の（5）ですけど、「前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する者」とありますね。これはどんな方を想定しているんですかね。決まり文句かもしれませんが。

会 長： これは、前各号に掲げるもののほかだから、門真市民ではなく、門真市に関わっている人はすべて先の項目に入っているということですよね。

委 員： ええ。それ以外に何があるのかなと思って。広く集めるのがいいといえばいいんですけど、何でもかんでもの話になるのかなという気がしましたが。

会 長： 門真出身で、今、ほかへ行かれて……。

委 員： ええ。それでもいいのでしたらいいんですけど。

会 長： ほかに引っ越した人とかでしょうかね。事務局、わかります？ この5号の。どういう方を想定されているか。

副会長： 他県、他市でもこうやって書いてあるんですかね。東大阪はこのようにことはなかったような気がするけど。

会 長： 資格と書かず、わりと広くとるかな。

副会長： うん。利害関係を有するなんて。

会 長： うん。パブリックコメント手続に係るになって。手続に係る案件に利害関係というところが。

委 員： ええ。私らが当たるかもしれないですけど。今やっていますから。必要なければ削ってしもたほうがいいのかなという意見ですけど。

事務局： 計画などを策定されたことで影響を与える、この（１）から（４）までの

方以外の方ということになるので、条例などにおいて影響を及ぼす方がいらっしゃる、そういう方を対象としているというところです。

委員： 別にいいんですけど、パブコメ手続きに係る案件に。案件か。案件ということは、計画とかそういうことですか。なるほどね。いや、なければ4でいいのではないかなと思っただけですけど。

委員： これ、4番で「市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とあるんですけど、他市に住んでおって、門真市で仕事をされる方というのが全部入ってくるのではないですか？

委員： これは2号ですね。

事務局： 2号です。

委員： ああ、これ。

委員： だから、何があるのかというのが。

事務局： 例えばなんですけど、市内に土地建物を所有している他市の方ですとか、そういう方が対象になると。

委員： あ、そうか。それが入るか。それがあるか。了解しました。確かにそうですね。わかりました。

会長： お願いします。

委員： このパブコメはホームページに載ると。そのときに、門真市さんのホーム

ページは多言語になっていますよね、クリックすることによって。それには対応できる？

事務局： この本体自体はできないと思います。

委員： できなかつたら、市の区域内に住所を有する者で、この中にも外国籍の方っていますよね。その人たちがせめて自分の関係するところだけでも見たい、見る権利はありますよね。ほかのところが見られなくても、それが見られないことになる。それは行政としてはありでしょうか。

それとあわせて、門真市さんのやっている多言語はたしか英語と中国語と朝鮮語だったと思うんですよね。おそらく朝鮮語の場合は当然ニューカマーのコリアンもいるから要るとは思うんですけど、どっちかいうとベトナムのほうが多いんじゃないかなと思います。ベトナムはおそらく四、五百人いると思います。そういうのに対応しなくていいのか。いや、これまでもできてないからしないと、これをやり始めると大変なことになるとか、その辺はどうお考えなのか。

事務局： 今現状、この計画自体をすぐに多言語対応してということは多分かなり難しいと考えております。それがいいかどうかと問われると、やはり外国人の方も増えてきている中でいいとは思っておりませんが、今の現状の対応の中では厳しい状況であるとは認識しています。

委員： 厳しいというのは不可能ということ？

事務局： 本文を全て多言語にするということですよ。基本計画全てをとということですよ。

委員： 要はパブコメをとるわけやから、パブコメの提出資格のところの1番に該

当する者に見せないということになってしまう。

事務局： 見るのは可能です。ただし、日本語になっているんですけど。

委員： だから、じゃ、ホームページで多言語版になってる、今。ホームページの中のおそらく避難所もきっと多言語にしていると思う。ところが、こういうのは見せないと、そういうことか。

会長： 1つは計画途中のプロセスをどう考えるかということ。いっぽうで最終アウトプットである計画に対して、どう対応するのかということだと思います。ただ、一方で、グローバルスタンダードを考えても、例えばメルボルンで調査しましたが、図書館などの検索は20数カ国の言語に対応しているが、市役所で配布されるビジョンなどの資料は英語だけでした。概要版だけ複数言語化するなどの考えもあるかと思いますが、総合計画だけではなくて、全ての計画案とかに対する情報公開の中で考えていくところも必要になる。ご指摘がありましたので、そういう指摘が委員からあったということで役所内で共有いただければと思います。計画がまとまった後の概要版などを多言語化していくかということは検討されてもいいというあたりが、実際実現できそうなどころであります。検討いただければ。

少なくともホームページのパブコメ募集のところというのは、案内は多言語化されるんですか。

事務局： 本文に説明は一定書かせてもらうんですけども、今ホームページを見ていると自動翻訳がかかっているだけですので、正確にはおそらく翻訳できていないと思います。

会長： 間違って変な英語になる場合があって、大阪観光局もそれで大分指摘されたこともありますので。

事務局： そのレベルでは多分できると思うんですけども、そこから突っ込んで、専門的にこれを訳してつくるとなると、ちょっと今の体制では厳しいと思っています。

委員： 最低、自動翻訳にはなるわけ？

事務局： ここに、ホームページ上に。

会長： パブコメをしますというところは英語になる。

事務局： はい。おおむね概要を書けば、そこは自動翻訳の範囲内の英語とかはできるんですけど。

会長： 逆に、ちゃんとネイティブチェックしないとミスリードされるんじゃないですかね。内容に関することの自動翻訳は、きっちりチェックしていただいた上でならいいんですけど。

副会長： パブリックコメントの対応につきましては、例えばそういうご質問で外国人の方が来られたときには個別に説明をすとかという対応をするということを明確にされておられたら、いいとは言いませんけれども、何もないよりは次善の策かなというのは思いますけども。

会長： お願いいたします。

委員： 時間的、人的、予算的な話で、結局13日にやろうとすると、さすがにパブコメをやるについての多言語化は無理やったら無理で言ってもらわなければしょうがないんですけど、その上で、無理なら無理ということで次の段階

どうするかということを考えないといけないかなと思うんです、現実的にはね。基本的には、9月13日やるというスケジュールでいくと人的、予算的にも無理だと、そういうことですか。

事務局： はい。

委員： その次に、今度は会長が言われたような概要版についてちゃんとネイティブに翻訳するかどうかは、予算取りするという手続がまた要るでしょうから、そういうことが結果がどうかで検討することが可能かどうかということの範囲ですかね。はっきり言ってもらわなしようがないと思うけど、どうでしょうか。そんな感じですか。

事務局： 予算と相談にはなってくると思います。

委員： 僕が言ったのは、どこまでできるかという問題も1つあるけれど、門真市さんの姿勢として、それであちこちから意見が出てきたときに対応できるかとか、例えば市議会で質問が飛んだときにクリアできるのかと。いや、時間的に、予算的に無理だったからやめましたで、クリアできるかと。とてもそんな答弁ではクリアできそうには思わないので、その辺のところ、最低ここまではできますとかいうのは、予算の問題とかという理屈じゃなくて、持っておいたほうがいいのかと思うんですけれど。あとはお任せします。

会長： 政府の計画など、省庁のパブコメにおいても多言語化はまだまだ全くされていないと思います。門真市がそれに先んじて行うべきというご指摘かと思います。いずれ自動翻訳がさらにディープラーニングでAI化が進めば、かなり自動翻訳でできる部分ができてくるのかもわかりませんが。現行では、私のかかわっているいろんな施策の立案では、そういうご意見が出たことは今初めてでしたので戸惑っております。パブリックコメントを広く求めると

というのは、そもそもどういうことかというところまでさかのぼる制度の話になると思います。

ほか、ご意見はございますでしょうか。

委員： すごい感想みたいになっちゃうんですけど、Eメールアドレスのところ私だったら「s o u k e i」と打っちゃいそうだなと思って。「s o u s e i」なんですか。「s o u s e i」と打つんですか。

事務局： はい。これは「s o u s e i」というアドレス。昔、そういう名前の部署でして、そのアドレスを持っております。

委員： ありがとうございます。

会長： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

パブコメは行政の事務上の法制度に基づいて行うものでありますので、きちんと手続を踏んでやっていただければと思います。

では、本日の案件は以上でございます。最後、事務局から連絡がございましたらお願いいたします。

事務局： 今後につきましてご連絡いたします。

次回、第7回総合計画審議会の開催につきましては、11月8日午後7時に市役所本館2階大会議室で開催を予定しております。案件としまして、パブリックコメントの結果について、門真市第6次総合計画（案）についての答申を予定しておりまして、今回実施のパブリックコメントによる意見募集結果を踏まえて、第6次総合計画基本構想及び基本計画の案を確定することを予定しておりますので、よろしく申し上げます。

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、事務局で調整の上、橋爪会長と調整させていただくほか、意味が変わらない範囲で文言の再確認、

微修正を事務局で実施した上で、パブリックコメントの案として提示いたしまして、各委員にまた送付させていただきたく存じますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

最後に1点、確認させてください。きょうの案はまだデザインができていません。これはパブコメまでにデザインを完成させ、グラフをつくり切るということでよろしいですか。

事務局： パブコメが終わって、全てが固まってからデザインさせていただきます。だから、パブコメの時点はまだデザインはこのままでいかせていただきたいと思います。

会 長： デザインに関する指摘が、いろんな方面から出されるのが予想されます。対処を考えないといけないと思います。

事務局： そうですね。

会 長： グラフとかをすべて揃えて、パブコメを実施するべきものだと思います。中途半端に数字ばかり並べるよりも、何か所かにこういうグラフを載せる予定と記載するほうがまだ良いのかもわかりませんが。どのように図化をすすめるのか検討いただく必要があります。ご指摘があったみたいに数字が並んでいるのは、全く意味が伝わりません。

副会長： 逆にそこを細かい数字で指摘される可能性があるのも、ちょっと心配と思うんですけどもね。

会 長： これから図化する予定という表記のまま、パブコメにはかって良いものか。

事務局： それは大丈夫です。

会 長： ちょっと検討いただけたらと思います。お願いします。

では、自分でも会長として不安なところがこの図化のところはあるのですが、調整は会長一任ということで、事務局と私のほうでパブコメ案をさせていただいてということでご了解いただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございました。

特に全般等で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。